

名張毒ぶどう酒事件第11次再審請求審
**無実の人は無罪！一刻も早い再審開始・無罪により
奥西勝さんの無念を晴らし、名誉回復を求める要請書**

名張毒ぶどう酒事件は、1961年3月28日の事件発生から63年。54年間無実を訴え89歳で亡くなった奥西勝さんの無念の獄死から8年以上が経過しました。兄の無念を晴らして名誉を回復させるために再審を申し立てた妹の岡美代子さんは94歳です。

これほど長きにわたって無実が争われている名張毒ぶどう酒事件について、最高裁判所第三小法廷（長嶺安政裁判長）は、2024年1月29日、再審を認めない不当決定を下しました。決定は「新旧証拠を総合評価すれば死刑判決に合理的な疑いが生じており再審を開始すべき」との宇賀克也裁判官の説得力ある反対意見が付されたものの、その他4人の裁判官の多数意見でした。

第10次再審の新証拠である「糊鑑定（澤渡鑑定）」と検察官が59年間隠し続けていた「懇親会参加者3名の供述」は、「封緘紙（びん口に巻かれた紙）の貼り直し」を明らかにし、それが破れて落ちたのをそのままにしておいたという奥西勝さんの「自白」を完全に否定しました。奥西勝さんではない真犯人の存在が示され、さらには「封緘紙は毒を入れた時に一度はがされたのみなので、その発見場所が毒物の混入場所である」として奥西勝さんに死刑を宣告した死刑判決の認定は完全に崩れ去りました。宇賀裁判官の反対意見のとおり再審が開始されるべきでしたが、多数意見は、糊鑑定に対する科学的知見に基づく検討を一切行わず、供述に至ってはほとんど無視して再審を認めませんでした。有罪（死刑）の結論をはじめから決め、再審法の不備に居直り、検察官が隠し続ける証拠は放置し、科学に基づかない勝手な決めつけで再審を認めない不当決定を放置することはできません。即刻ただされるべきです。そもそも5人の裁判官のうち1人が再審開始をすべきとしても確定死刑判決に合理的な疑いが生じていないとの判断が許されるのでしょうか。

一審・無罪判決、第7次請求審・再審開始決定、第10次特別抗告審・反対意見をみれば確定死刑判決に疑いが生じていることは誰の目にも明らかです。しかし死刑判決は見直されることなく、奥西勝さんは獄死せざるを得ませんでした。その判断に誤りはなかったか。今こそ「無辜の救済」のため、白鳥・財田川決定に忠実な判断が求められています。どれだけ時間がかかろうと「無実の人は無罪」とすべきです。

以上の立場から貴裁判所に以下のとおり要請します。

- 1 新旧証拠を総合評価し、「疑わしいときは被告人の利益に」の鉄則通りに判断し、
- 2 検察官が隠している証拠は、即刻、全面開示させ、
- 3 真摯な審理で一刻も早く再審を開始し、奥西勝さんと親族の無念を晴らし名誉を回復してください。

氏 名	住 所

202 年 月 日

〔取り扱い〕

えん罪名張毒ぶどう酒事件・愛知の会
日本国民救援会愛知県本部

〒460-0011 名古屋市中区大須 4-10-26-401
TEL052-684-5825 Fax052-684-6355



救援新聞
1958年6月10日
第三種郵便物認可